

富良野市地域福祉計画市民委員会設置要綱

(名称)

第1条 この委員会は、富良野市地域福祉計画市民委員会（以下「市民委員会」という）という。

(目的)

第2条 富良野市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）の策定及び推進にあたり、広く市民の意見を反映させることを目的とする。

(協議事項)

第3条 市民委員会は、次の事項について協議し、市長に報告する。

- (1) 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
- (2) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全発達に関する事項
- (3) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (4) 地域福祉計画の策定及び進行管理に関する事項

(組織)

第4条 市民委員会は、委員12名以内をもって組織する。

2 委員は、関係機関・団体から推薦される者、及び公募の者をもって組織し、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長、副会長)

第6条 市民委員会に会長、副会長各1名を置く。

- 2 会長、副会長は、委員互選によるものとする。
- 3 会長は、会務を処理し、市民委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 市民委員会は、必要に応じ開催する。

- 2 会議は、会長が招集する。
- 3 会議の議長は、会長が行う。

(報酬及び費用弁償)

第8条 市民委員会の委員は、富良野市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和41年条例第15号）の定めるところにより報酬及び費用弁償を支給する。

(事務局)

第9条 市民委員会の事務を処理するため、事務局を設ける。

- 2 事務局は、保健福祉部福祉課に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年9月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年1月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。